

第 2 4 回 軽米町議会定例会平成 3 0 年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

平成 3 0 年 6 月 1 4 日 (木)

午前 9 時 5 9 分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1 号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第 2 号 軽米町税条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 和解に関し議決を求めることについて
- 議案第 4 号 平成 3 0 年度軽米町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 5 号 平成 3 0 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

○出席委員（13名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君		

議長 松浦 求 君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君	
副	町	長	藤川敏彦君
総務課	総括課	長	吉岡靖君
総務課	企画担当課	長	梅木勝彦君
総務課	総務担当課	長	小笠原達夫君
税務会計課	総括課	長	小笠原亨君
税務会計課	課税担当課	長	福島貴浩君
税務会計課	収納・会計担当課	長	松山篤君
町民生活課	総括課	長	川島康夫君
町民生活課	総合窓口担当課	長	福田浩司君
町民生活課	町民生活担当課	長	坂本修君
健康福祉課	総括課	長	坂下浩志君
健康福祉課	福祉担当課	長	角田貴浩君
健康福祉課	健康づくり担当課	長	大西昇君
産業振興課	総括課	長	小林浩君
産業振興課	農政企画担当課	長	長瀬設男君
産業振興課	農林振興担当課	長	日脇邦昭君
産業振興課	商工観光担当課	長	畑中幸夫君
地域整備課	総括課	長	川原木純二君
地域整備課	環境整備担当課	長	江刺家雅弘君
地域整備課	上下水道担当課	長	中村勇雄君

再生可能エネルギー推進室長  
水道事業所長  
教育委員会教育長  
教育委員会事務局総括次長  
教育委員会事務局教育総務担当次長  
教育委員会事務局生涯学習担当次長  
選挙管理委員会事務局長  
農業委員会事務局長  
監査委員事務局長

戸田 沢 光 彦 君  
川原 木 純 二 君  
菅 波 俊 美 君  
堀 米 豊 樹 君  
工 藤 薫 君  
大 清 水 一 敬 君  
吉 岡 靖 君  
小 林 浩 君  
小 林 千 鶴 子 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 主 査  
議 会 事 務 局 主 任

小 林 千 鶴 子 君  
鶴 飼 義 信 君  
川 島 幸 徳 君

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（松浦満雄君） それでは、ただいまから平成30年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会します。

この委員会は、本日と18日の2日間の予定です。皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

本日の出席委員は委員全員であります。

（午前 9時59分）

---

○委員長（松浦満雄君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第5号までの5件です。

本日の議案審議の進め方についてお諮りします。議案第1号から議案第5号まで、議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思っております。提案説明は、本会議で終了しておりますが、改めて議案番号順に議案1件ごとに補足説明等を受けて審議したいと思っております。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

---

◎議案第1号の審査

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務会計課総括課長、小笠原亨君。

○税務会計課総括課長（小笠原 亨君） 私のほうから説明をさせていただきます。

議案第1号は、軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認をお願いするものでございます。繰り返しになる分がありますけれども、説明させていただきます。

地方税関係につきまして、今回の税制改正では個人住民税の所得課税の見直しを行おうとするものでございます。まず、1つは、障がい者や未成年者の方の個人町民税の非課税措置の所得金額の要件を125万円から135万円に引き上げようとするものでございます。

2点目は、個人町民税の均等割と所得割の非課税基準をこれまでの仕組みに10万円を加えた金額の方を非課税とするものでございます。

次に、固定資産税につきまして説明申し上げます。今回の税制改正では、地方税法附則の見直しに準じた条例の整備と土地税制の措置を講ずるものでございます。わがまち特例の割合について定めている地方税法附則第15条の第1項の条例を見

直して整備して、適用期限を平成32年3月31日取得分まで2年間期限を延長することに伴う所要の改正でございます。

2点目が、土地に対する負担調整措置について、これまでの仕組みを平成32年度まで3年延長して継続するものでございます。

次に、たばこ税の関係についてご説明申し上げます。今回の税制改正では、加熱式たばこの課税方法と紙巻きたばこの税率の引き上げ等について定めるものでございます。1つ目、加熱式たばこにつきましては、加熱式たばこの区分を設けるとともに、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算して課税をするものでございます。課税につきましては、平成30年10月1日から5年間をかけて実施するものでございます。あとは、たばこ税の税率につきましても、1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げるものであり、平成30年10月1日から1本当たり1円ずつ、計3年間引き上げるものでございます。最終的な町のたばこ税は、1,000本につき6,552円になるものでございます。

次に、国民健康保険税の関係についてご説明申し上げます。今回の税制改正では、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充を行おうとするものでございます。基準課税額を54万円から58万円に改正し、2つ目は5割、2割軽減の判定基準を乗すべき金額を5割の場合は27万円から27万5,000円に、2割軽減の場合は49万円から50万円に引き上げようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

議案第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

---

#### ◎議案第2号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第2号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

税務会計課総括課長、小笠原亨君。

○税務会計課総括課長（小笠原 亨君） それでは、議案第2号の提案理由について説明申し上げます。

議案第2号は、軽米町税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。地元の中小企業の生産性革命の実現のために、設備投資の促進に向けて導入促進基本計画に適合して労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた先端設備等導入計画に記載された一定の機械、装置等に対して、固定資産税を課すべきこととなる年度以降3カ年度に限りその課税をしようとするもので

ございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

議案第2号について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

---

#### ◎議案第3号の審査

○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第3号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第3号についてご説明を申し上げます。

資料のほうを見ていただきたいのですが、和解に関して議決を求めることについて、議案第3号関係資料でございます。提案理由につきましては、招集日にご説明申し上げたところでございますが、内容についてさらに説明を加えさせていただきたいと思っております。今回の和解については、平成23年3月11日に発生した原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した経費のうち平成24年度から平成26年に実施したものに係る対策費のうち、東京電力ホールディングスが請求に応じないものについて、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てして和解案が示されたことから、その和解に関し議決を求めるものでございますが、内容につきましては資料の裏面、5の和解額算定の考え方をごらんいただければと思います。

今回紛争解決センターのほうにあっせんを申し立てたものは、機器購入費、放射線量測定環境放射線モニター購入費51万9,000円と平成26年度に実施しましたいわて型牧草地再生対策事業、牧草地の除染経費ということでございますが、その57万3,675円を申し立てたところでございます。そのうち機器の購入費については、100%認められるというふうなことでございます。除染経費につきましては、そこにお示ししているとおりの事業自体に必要性、合理性は認められるが、基準値を超過しているわけではないので、100%絶対必要であったとまでは言えない。ただ、必要性はそれなりに高かったと考えられるということで、80%の損害が認められるものでございます。

前に戻っていただきまして、請求額は3の東京電力ホールディングス株式会社の賠償請求額及び和解額の状況でございますが、先ほど申し上げました経費118万9,000円余りを請求しておりましたが、そのうち9万6,000円、これは下水道の浄化センターの汚泥に係る測定経費なのですが、これについては東京電力ホ

ールディングスから直接支払いをいただいているところです。残る109万3,000円ほどについて、平成28年3月に岩手県と協議しながら、原子力損害賠償センターに対しあっせんの申し立てを行ったところでございます。先ほど申し上げましたとおり、機器購入費については100%、牧草地の除染に関する経費については80%ということで、合わせて97万円の賠償金の支払いを求める和解案が提示されております。これに対しましては、東京電力ホールディングス株式会社と当町に両方に和解案が提示されたわけでございますが、5月15日に東京電力ホールディングス株式会社の受託の意向をいただいているところでございます。和解案につきましては、申し立て額109万3,110円に対して97万円となっております。また、さきに東京電力ホールディングスから直接いただきました賠償金を合わせますと、合計で106万6,000円となり、全体の賠償割合は89.6%となるものでございます。

和解の内容につきましては、相手は町に対して97万円を支払うと。その賠償金を本和解成立後14日以内一括で払う。和解に対する金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。本和解に定める金額に係る遅延損害金としては、町は相手方に対し別途請求しない。本和解に対する手続の費用は各自の負担というものでございます。

以上がこの提案の理由と内容となっております。よろしく申し上げます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 機器の購入については、大方わかる感じがしますが、除染の経費には和解して80%もらって、その金額がその後どういう形で処理されるのですか。例えば対象とする農家の方の面積に応じるとか、そんな説明をお願いしたい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 除染の経費につきましては、既に町からの支出済みの金額に対するものでございまして、当町から改めて農家の方々に支出すると、そういったことはございません。町のほうにその80%が歳入として入れていただくというふうなことになります。

○13番（山本幸男君） 20%が役場の損失のような格好。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 20%については、役場のほうの負担というふうなことになります。

○13番（山本幸男君） 20%は自主財源というふうな格好。

○委員長（松浦満雄君） 指名していませんけれども。

山本委員。



○委員長（松浦満雄君） 続きまして、議案第4号を議題とします。議案第4号は、歳入と歳出を分けて、歳入は一括して総務課から、歳出は款ごとに各担当課の説明を求め、続けて質疑をやる形で進めたいと思います。このような進め方でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、歳入の提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） では、歳入についてご説明させていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、まず1つが15款の県支出金、第2項の県補助金となっております。総務費の県補助金につきましては、地域経営推進費、これが説明に聖地巡礼交流推進事業というふうなことでございますが、それに係る経費が認められたものでございます。

農林水産業費県補助金につきましては、補正額が386万3,000円となっております。内容につきましては、説明欄に記載してありますとおり、いずれも地域経営推進費の交付決定をいただいたもので、地方創生交流生産推進事業に係るもの、これは円子のパン工房に対する助成でございます。もう一つが、農産物活用推進事業ということで、町内産の農産物の試作品の開発等、あと情報発信等に、嗜好調査等に係る経費の分316万円認めていただいたものでございます。

続きまして、教育費県補助金でございますが、補正額は47万円、中身としては部活動指導員配置事業補助金、中学校の部活動の指導員の配置に係る補助金でございますが、22万4,000円、あともう一つが、地域経営推進費で、文化芸術普及推進事業ということでございますが、文化協会において京大の交響楽団の演奏会を実施するというものに対する補助に対する県補助金24万6,000円でございます。

続きまして、商工費県補助金でございますが、補正額が322万7,000円、これにつきましても地域経営推進費のかるまい冬灯り&HIGHキュー・フォトロケーション事業に係るものとして185万6,000円、いわてカシオペアブランド発掘・発信事業、二戸広域でカシオペアブランドとしての情報発信や物販等を行う経費として137万1,000円を認めていただいたものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金でございますが、これにつきましては財政調整基金の繰入金でございます。

その次、19款繰越金、第1項繰越金として補正額3億8,345万5,000円を計上させていただいておりますが、繰越金等が確定したことから、財政調整基金の繰入金を、その分1億2,907万1,000円を減額するものでございます。

繰越金につきましては、補正額3億8,345万5,000円となっております。

すが、前年度の剰余金、これにつきましては現計予算、あと繰り越し分を含めてなのですが、5億1,102万8,081円がございまして、それから平成30年度の明許繰り越しに係る一般財源として2,757万3,000円を差し引き、4億8,345万5,000円となったわけですが、そのうち2億4,200万円につきましては、地方財政法に基づき財政調整基金への積立額として、これは歳出のほうに出てまいります、計上しているところでございます。

20款の諸収入、4項雑入でございすけれども、補正額が2,943万4,000円となっております。これについては、自治総合センターコミュニティ助成事業補助金として240万円、いわゆる宝くじ助成でございすけれども、後半、歳出のほうで説明があると思ひますが、山内神楽の衣装購入費等の経費として認められたものでございす。もう一つ、日本スポーツ振興くじ助成金2,703万4,000円でございす。

続きまして、21款の町債、1項町債、7目教育債のほうをごらんいただきたいのですが、補正額が1,300万円となっております。これにつきましては、先ほどの日本スポーツ振興くじ助成金と、この町債と合わせて町民体育館の床の張りかえ改修工事を行うものの財源となるものでございす。

歳入につきましては、合わせて3億580万7,000円の補正額となっております。

以上でございす。

○委員長（松浦満雄君） 歳入全般説明をいただきました。

全般について質疑はございせんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 地方債の説明がございせんでしたが、地方債の中で社会福祉施設の整備事業というのはどんな中身になるのか。いちい荘ですか。

それと、下の火葬場整備……

○委員長（松浦満雄君） 地方債補正、3表、4ページのことですか。

○13番（山本幸男君） はい。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 山本委員おっしゃっておりますとおり、4ページ、第3表、地方債補正の中の社会福祉施設整備事業につきましては、いちい荘建築に係る補助金の財源として計上しているもので、これにつきましては当初から掲載させていただいております。この地方債補正の中で新たに加わったのは、中盤から下にありますが、先ほど申し上げました体育施設整備事業の分1,300万円となっております。

○委員長（松浦満雄君） よろしいですか。

- 13番（山本幸男君） 火葬場はどうなりましたか。
- 委員長（松浦満雄君） それでは、総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） また4ページのほうをごらんいただければと思うのですが、表の中の3行目が社会福祉施設整備事業となっております、火葬場につきましてはその下に火葬場整備事業として掲載してございます。
- 以上でございます。
- 委員長（松浦満雄君） よろしいでしょうか。
- 休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時26分 再開

- 委員長（松浦満雄君） 再開します。
- ほかにございませんか。
- 〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（松浦満雄君） それでは、歳入全般について質疑なしということで、続きまして歳出に移らせていただきます。
- それでは、再度総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 歳出についてご説明させていただきます。
- 8ページをお開きいただきたいと思います。第2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費と4目の財産管理費を計上しております。一般管理費の補正額は116万円、これにつきましては臨時職員の賃金となっております。当初6カ月間の臨時職員を見込んで予算措置しておりましたけれども、職員の不補充等がありまして、残る6カ月分期間を延長して予算を計上したいというようなものでございます。
- あと、財産管理費のほうでございますが、補正額は2億4,200万円、これにつきましては先ほど歳入のところでご説明申し上げましたけれども、繰越金を受けての財政調整基金への元本積立金となっております。
- 以上でございます。
- 委員長（松浦満雄君） それでは、歳出の2款総務費の説明を終わりました。
- 質疑はありませんか。
- 中村委員。
- 2番（中村正志君） 臨時職員の賃金につきましては、本会議の提案説明の中で、新規採用者が思うようにいかなかったと。そのことに伴っての臨時職員の補正であるというふうな説明をいただいたと思っておりますけれども、説明の中の新規採用が思うようにいかなかったという状況をひとつ教えてほしいと。というのは、思うよう

に応募がなくて採用できなかったのか、応募はあったけれども、見合うような人が応募されなくて、ちょっと人は足りないのだけれども、落とさざるを得なかったとかと、いろいろ理由があるかと思うのですけれども、何か再募集もしたような経過もあったようですけれども、その辺の状況がまだ私たちわかっていないので、それをひとつ教えてほしい。

あと、臨時職員の補正については、総務課に限らずそのほかのところも何件かあるようですけれども、総務課の場合は当初予算では事務補助職員賃金という形で、今の説明だと6カ月間というふうな言い方しているのですけれども、臨時職員賃金という言葉に変わってきて、何か今の説明だと、同じ人をただ6カ月延長してやるのだと。6カ月の場合が事務補助職員賃金で6カ月以上が臨時職員なのかなというふうにちょっと受け取るのですけれども、この言葉がなぜこう変わったのか、ちょっとそこを再度説明をお願いしたいと。

あと、それぞれの臨時職員の賃金が何か社会福祉費でも児童福祉費でもちょっと全部賃金が今新たに補正をするようですけれども、何か賃金の額が違うというのはどういうことなのかなと。今補正して議決すれば、多分7月1日あたりか職員を採用するのではないかなと想定するのですけれども、そうなれば大体同じ期間を採用するのではないかなと思うわけのですけれども、ちょっと賃金の額が違うというのは、それぞれの算定の仕方が違うからなのか、ちょっと社会福祉のほうと何か母子福祉とか農業とかといろいろあるようですけれども、その辺のところ全体的な、今新たに臨時職員を採用する場合は、町として各課の事情というよりは、町としての事情が先行しているようなところもあるので、その辺のところ含めて説明いただければと。

○委員長（松浦満雄君） 3点について総務課総括課長、吉岡靖君。

休憩します。

午前10時31分 休憩

-----  
午前10時31分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

はい。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 昨年度の職員の採用状況でございますが、9月に行いました採用試験におきましては、事務職として4名の方を採用決定としたところでございます。ただ、そのうち2名の方から辞退の申し出があったところでございます。それを受けまして、さらに2月に追加募集を行ったところでございます。その際につきましては、1名の方に採用通知を差し上げたところなのですが、結局その1名の方からもちょっと辞退をいただくことになりまして、9月の時点では4名を

予定していたものが、最終的には2名の採用になったというふうな状況でございます。

続いて、ちょっと申しわけございません、言葉が違うというふうなことでございますけれども、当初6カ月で補正したものが事務補助職員となっていて、今臨時職員賃金となっているのだというふうなことなのですが、済みません、当初の予算のほうちょっと確認しなければならないのですが、いずれ内容としては同じで、新たに1人の方を採用することではなくて、総務課の場合は当初ふるさと納税の事務処理等をやっていたために予定していたもの、年度当初からの予定ではなかったのでございますが、6カ月間の臨時職員の賃金を予算計上をさせていただいていたところがございます。ところが、総務課の場合、昨年度1名の中途退職者がありましたけれども、結局先ほど申し上げたような採用状況もあり、補充ができなかったことから、想定して6カ月分を前倒して、後半の今6カ月分として116万円を計上させていただいたものでございます。全体の予算計上額が異なるというふうなことをご指摘でございますけれども、採用の予定期間の相違というのがあると思えますし、あとは賃金単価をどう見るかというふうなところが影響して、それぞれ別個の金額になっているものと思えます。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 採用状況については、ちょっと詳しく聞いて、2人だけの採用だったのかというような、広報で見たときは2人だけだったのかなと思ったり、ちょっと今確かではないので、それ以上のことは言いませんけれども、いずれ辞退されているというふうな状況については、今議論する場ではないので、今後町長以下軽米町役場の魅力ある職場というふうなのを考えていく1つの大きな課題なのかなというふうに今感じましたけれども、それについてはよろしいです。

それで、なぜさっき言葉の違いを話ししたかということ、今補正しているから当初予算ではどうだったのかなというのを見比べてみたところ、事務補助職員賃金という言葉があったので、ああ、事務補助職員という仕事の内容と臨時職員の仕事の内容というのは違うのかなというふうに思ったので今聞いたわけです。ただ、同じだったら、余り紛らわしくなく、言葉の統一は当然図るべきではないかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

もう一つ、関連してちょっとお伺ひしたいのですけれども、役場の場合、結婚して子供さん持ったりして、産休でお休みになる職員も出てくるかと思うのですけれども、役場の場合は産休補助、補充職員という、臨時職員ですけれども、そういうのはもう既に確立されているものなのですか。そこは、産休で休めば誰かがかわりにやるという状況なのか。今までの経緯の中でその辺どうなっていますか。今現在

その辺がどうなっているか。ただ、今の臨時職員についての話だとふるさと納税の仕事をやってもらおうという言い方していたので、休んでいる方もいないわけではないようなと思って、今ふと思ったので、ちょっとその辺教えてください。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村委員おっしゃるとおり、役場も若い女性の職員がふえてきて、現在も産休、育休等を取得している職員もございますけれども、産休に入ったので、では直ちに臨時職員をそこに採用するかというふうなルールといたしますか、そういった一定の特に決まり等は設定しておりません。それぞれの課が、課の全体の業務等を勘案しながら、必要に応じて、どうしても必要だったら臨時職員のほうを配置することになると思いますし、何とかほかの人間で業務を分担しながらやっていくというふうなことがあれば、臨時職員を置かずにその分は帰ってくるまでしのいでいくというふうな対応となってございます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 確かに課長の答弁はそこが精一杯の答弁なのかなというふうに私は思うわけですが、これはやっぱりトップの姿勢、考え方ではないかなと。町長は、常々子育て支援というふうなことで、子育てがしやすい環境づくりを軽米町として求めていくのだということで、保育料等の無料化は進めておりますけれども、女性の働きやすい職場づくりというふうなのも大きな課題の一つではないのかなと。多分今の説明でいけば、女性が子供を産むことによって産休に入ると。そのことによって臨時職員が補充される保証はないと思えば、ほかの職員の方々に迷惑がかかるなと思えば、やはり躊躇するという人も出てくるのではないかなと。だから、そういう点では、1人は欲しいのだけれども、2人目は遠慮しようかなとか、そういう人もいないわけではないと。やはりその辺のところも含めての子育て支援の環境づくりというふうなのもやるためには、役場が率先して産休に入ったら、産休というのはもう何カ月も前からわかっていることですから、産休に入ったらもう臨時で補充して、その人の仕事の部分とは何か、臨時だけでは賄えないとは思いますが、周りの職員も協力しながら、臨時の人も含めてやるのだというふうなことで、ゆっくり休んでくださいよというふうな姿勢が必要かと思うわけですが、町長、その辺のところどのようにお考えでしょうか。

○委員長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私ももともとそういう考え方でありますので、やはりこれから少子化対策、さまざまな点で、役場が率先してやっていかなければならないことでありますので、そういう環境づくりには今後とも充実させていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） ほかにございませんか。ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないようなので、2款総務費の質疑を終わります。

続きまして、3款民生費、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、第3款民生費について説明申し上げます。

ページは8ページになります。第3款民生費、第1項社会福祉総務費ですが、4節共済費を22万4,000円、7節賃金を155万8,000円補正するもので、これは人事異動により職員が欠員となりましたので、それに対応するための臨時職員の賃金となります。

3目老人福祉費ですが、繰出金を29万5,000円減額するものとなっております。これは、介護保険特別会計への繰出金を減額するものとなっております。

あと、2項の児童福祉費ですが、4目の児童福祉施設費、9節旅費でございますが、21万4,000円を増額する補正となっております。これは、小軽米保育園と晴山保育園の事務処理のために移動する職員の費用を補正するものとなっております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 同じく3款民生費の2項児童福祉費、3目母子福祉費につきましては、町民生活課所管分でございます。これは、医療費助成事業に係る事務補助職員として今回臨時職員7カ月分の共済費と賃金とを計上させていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（松浦満雄君） 3款民生費の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今の説明で、臨時職員の人事異動により欠員が生まれたので、臨時職員を補充する。何か説明として適当な言葉なのかなと。欠員が出るということは役場職員に欠員が出たという、途中でやめたとかという欠員だったらわかるのですけれども、人事異動で欠員が出たということはどういうことですか。何かちょっと町民に説明できる言葉なのかなという。担当課がそう思っているのか、人事異動しているところで、あそこは1人要らないから欠にしたのだよとかという、何かしら理由があって人事異動をしているのだと思うのですけれども、それでその言葉自体がちょっと説得力がないと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 具体的に言いますと、いちい荘に出向をしていた高橋所長が体調不良のため入院して、その後退職になるという予定だったため、うちに配属されていた再任用の職員を社会福祉協議会のほうに出向させたというところで、健康福祉課の職員が1人減となったところであります。そのため、1人臨時職員を5月から採用するということでの補正の分となっております。月数にすると11カ月分の補正となっております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 初めからそういう説明していただければいいのです。ただ、今の話を聞くと、先ほどはあなたが保育園のどうのこうのと言っていました、もう一つの臨時のほう。そっちも再任用が何か既に保育園に事務に行くような人事異動があったようですけれども、そことの兼ね合いもあるのですか。おたくに配属になったというのは、そういうことなのですか。何かもし関連していたら、それも含まれているのであれば、含めて説明していただければわかりやすいのですけれども。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 再任用職員が保育園に行ったのは、園長先生が保育士ということもあり、事務のために小軽米保育園と晴山保育園の事務をとるために行ったので、その移動に係る普通旅費のほうをここでは補正しております。それなので、そこは人事とはちょっと。

○委員長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、3款民生費の質疑を終わります。

4款衛生費の提案理由の説明を求めます。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、第4款衛生費になります。1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費になりますが、これは岩手県立軽米病院の旧小軽米診療所及び旧医師住宅について解体したいということの申し入れがありまして、その解体に係る経費について補助金として町のほうで450万円支出したいために補正をしたものであります。旧小軽米診療所は、町で借りて軽米病院のほうに貸していたわけですが、休診というか廃止になってからもそのまま借りていたわけですが、それについてはもう返還しておりますけれども、危険な建物となっていることから、今度解体したいというふうな申し出があったので、町としては補助金として450万円を支出する予定として補正しております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） この補助金の歳出根拠と申しますか、補助割合という、県がやるのだと思うのですけれども、県に対して450万円補助金出すのだと思うのですけれども、ここに根拠がどういうふうなあれで450万円というのが算出されたのか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、今の質問にお答えしますが、建物は小軽米土地農業協同組合……済みません、ちょっと……

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時47分 休憩

---

午前10時47分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 建物の所有は、小軽米土地利用農業協同組合の所有となっております、そこが壊すこととなりますので、その組合のほうに補助金を出すということになります。それと、補助金については、組合のほうでとった見積書の95%の補助率として計算しております。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ということは、ここに書いてある小軽米診療所を解体するという言葉が適当なのかどうかという。今当然県立軽米病院の診療所を解体するというから、県立病院が当然解体するものだと思って聞いていたわけですがけれども、そうしたら持ち主が違ったという話になれば、何かその辺がどうなることですか。

○委員長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 名称として使ったというふうなご理解をいただければと。

○2番（中村正志君） というより、壊す目的がどうなってくる。持ち主に対して。

○委員長（松浦満雄君） では、休憩しますか。休憩。

午前10時49分 休憩

---

午前10時54分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

では、中村委員、よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい、いいです。

○委員長（松浦満雄君） それでは、町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 同じく4款衛生費の2項清掃費、2目塵芥処理費でございますけれども、工事請負費122万3,000円、ごみ収集車簡易洗車場

改修工事費として計上したものでございます。今現在旧軽米クリーンセンターの建物を収集作業員、あるいは収集車等の休憩場所、それから駐車場として活用しておりますが、洗車場が舗装されていないものですから、洗車するたびに土砂、あるいはちょっと汚れたもの等が下流域に流れ込むという、非常に不適切な状況になっております。舗装等したり、あとそれから取水升等を取りつけしながら、下流域に影響を及ぼさないようにしたいことから計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 4款2項の説明終わりました。

質問ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、4款の衛生費の質疑を終わります。

6款農林水産業費の提案理由の説明を求めます。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、6款農林水産業費、1項農業費、3目の農業振興費でございますけれども、臨時職員社会保険料として24万5,000円、臨時職員賃金といたしまして156万1,000円、これにつきましては6次産業化推進事業及び各イベントを遅滞なく実施するために、7月から来年3月まで、9カ月間の臨時職員の経費を補正するものでございます。

続きまして、9目畜産振興費、負担金、補助及び交付金といたしまして35万2,000円、これにつきましては二戸地域へい獣処理協議会で管理しているへい獣保管施設の自動扉の破損に伴い、修繕に係る軽米町分の負担金を補正するものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、6款の農林水産業費の質疑を終わります。

7款商工費、提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の補正でございますけれども、普通旅費4万7,000円、これは想定外の出張等により、普通旅費が不足する状態になっていましたので、4万7,000円を補正するものでございます。

○委員長（松浦満雄君） 7款の説明終わりました。

質問ありますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 普通旅費が不足する状況になっていると言いましたけれども、当

初で42万2,000円、このところで予算化しているようですけれども、もしかしてこれが違う、枝分かれしていつているのか、または新規として何かやろうとして今必要になっているのか、ちょっとその辺のところ、具体的にお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 当初の内容の分は、いろいろな事業が商工業振興費のほうに入っております。今回の4万7,000円の補正につきましては、交流駅に係る補助事業等の導入に係るための説明会、これを今後の部分を計上させていただきたいというものでございます。それ以外の内容については、今のところ変更はございません。

○委員長（松浦満雄君） いいですか。

〔「いいです」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、7款の商工費、質疑を終わります。

10款教育費、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） それでは、教育費のほう、10ページになりますが、上から説明させていただきます。

まず、1項教育総務費、3目教育振興費です。報償費と旅費の補正になりますが、報償費のほう、40万円の減額ということです。これは、日本語通訳支援員の謝礼を減額するものです。これは、外国人を母親に持つ子供の入学に対し必要と思い当初予算でとったわけですが、今のところ必要ないということで、40万円を減額するというものです。

次の旅費については、費用弁償11万5,000円減額、普通旅費を11万5,000円増額ということになっています。これについては、報償費のほうの日本語通訳、この支援員の費用弁償の減になっております。普通旅費の増額につきましては、派遣指導主事の4月の人事異動がありまして、それに伴う経費ということで増額要求で計上させていただいております。

その次、10款教育費の3項中学校費、2目教育振興費でございます。報酬、旅費とも中学校部活動指導員の報酬によるものでございます。報酬につきましては、この事業、国、県、町3分の1ずつの負担となっておりますので、国、県の分が歳入で補正をしております。そして、旅費については、これは町単独の支出となるものでございます。

その次、10款教育費の5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。19節の負担金、補助及び交付金240万円、これは歳入のほうで同額で計上しておいて、先ほどの説明と重複しますが、自治総合センターのコミュニティ助成金、内容は山内神楽の衣装等整備事業補助金となります。

その次、文化財保護費で、共済費と賃金の補正を計上しております。これについては、文化財の業務の増に伴う臨時職員ということになります。内容としましては、再生可能エネルギーの発電事業関係の事業を継続しているということと、それに伴いまして、あと従来の事業で多忙であったところに新規事業が加わったということで、ちょっとたまっておりまして、事務をしなければならないということ、それからあと県のほうから膨大な資料の移管がありまして、その整理という業務があるので、これに対応する臨時職員の費用を計上させていただきました。

それから、7目農村勤労福祉センター費、これですが、需用費で修繕料で70万9,000円計上させていただいております。これは、施設の老朽化に伴って、水道のほうの配管をちょっと全面的に改修しなければ入られないということになっておりますので、これに係る経費を計上させていただきました。

それから、11ページになります。10款教育費、6項保健体育費、3目の体育施設費でございます。これは、委託料と工事請負費を計上させていただいております。歳入のほうで説明がありましたが、町民体育館の床の張りかえ工事の設計監理業務委託料、それから床改修工事の経費を計上させていただいております。体育館の改修につきましては、去年屋根のほうで相当な金額で改修をさせていただきました。ありがとうございます。屋根のほう改修していただいたのですが、その前の雨漏りと、それから床そのものの年数がたちまして劣化によることで、床の改修が必要になったということでございます。これは、3分の2が歳入のほうで計上させていただいております。

以上で教育費の補正の説明とさせていただきます。

○委員長（松浦満雄君） 10款の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） まず初めに、日本語通訳の支援員の謝礼が減額になったと。今次長はないという言葉使っていたのだけれども、多分誰かがまだ何人かいるのではないかと思うのですけれども、支援員が必要な生徒というか、児童生徒は何人ぐらいいるのか。全くないということなのか。

○委員長（松浦満雄君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） ただいまの質問にお答えします。

この日本語通訳の支援員が必要というか、その対象の児童というのは1人となります。

○2番（中村正志君） 予算の範囲内で1人。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 当初で予算を要求しております。当然ですが、今減額ですので、そういうことになりますが、学校でいえば晴山小学校になり

ます。当初予算要求、12月時点でなのですけれども、そのときはまず日本語をちょっと話せないという状況で、支援員が必要だということで、まず予算要求をさせていただいた。今度入学前でまたその子供の様子について学校と相談して、日本語通訳支援員をつけた場合でもみんなと一緒に勉強するというわけですが、日本語通訳支援員をつけないでみんなと一緒に勉強させたほうが良いというふうな協議結果になりまして、今減額で補正をさせていただきました。

○委員長（松浦満雄君） ほかに。

○2番（中村正志君） 別なこと。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 中学校費、部活動指導員報酬、これが国全体で大きな話題になっていることで、もう早速報酬までいくのかなと思って。私今回午後から欠席だったので、資料要求して欠席してはうまくないと思って要求していなかったですけれども、多分報酬ということであれば、設置要綱なり条例なり、指導員に対する、何か条例化されているから報酬という言葉を使っているのかなと思うのですけれども、その位置づけ的な、何かありますよね。その辺をちょっと説明していただきながら、後で資料として欲しいなと思っていましたので、それを後でもいいですから本会議までにいただければなというふうなことを1つ。

あと、報酬を支払う……微々たるものだとは思いますが、部活動指導員の外部指導者ということだと思えるのですけれども、この方々の活動の範囲というか、多分その中に入っているとは思えるのだけれども、そういうふうなのがどのように設定されているのか。例えば練習試合だとか大会に行く遠征のときには、果たしてその辺の旅費等はどうなるのか、または先生が土日につかなくても指導員が生徒を同道して大会とか練習試合等に連れて行ってもいい、それぐらいの権限も与えるというふうなのか、その辺のいろいろあるかと思うので、そのうち部活動指導員の内容について詳しくちょっと説明いただければなと。

○委員長（松浦満雄君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） ちょっと私のほうから簡単に説明させていただいて、あと詳しくは担当次長のほうからということをお願いしたいと思います。

まず、部活動指導員の件ですけれども、これがまず結論から言うと要綱等はまだ制定しておりません。市町村のほうにこの話がおりてくる時期というのがちょっと遅くなりまして、時間がなかったということで、今二戸地域というか、二戸地区でもこれを今やるところとそうでないところがありまして、軽米町では要綱もまだ整っていない、県のほうでもまだ整っていないという状況です。ただ、今予算要求できるということになっておりますので、まず早い段階でということに要求させていただいたということになります。

あと、指導員の内容につきましては、具体的にどういったことができるのかという  
ことを担当次長のほうから説明させていただきます。

○委員長（松浦満雄君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） これは、中学校の部活動指導員は、  
教職員の勤務負担軽減というふうな部分もありまして出てきた事業でございます。  
任用に当たっては、町が任用すると。報酬というふうな格好で上げさせていただきました。  
具体的に言いますと、スポーツ庁が作成しますガイドラインがございまして、これを遵守すると。これの中には、部活動休養日のことについてございまして、  
週当たり2日以上休養日を設ける。平日1日、土日1日以上というふうなこと。  
そして、1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度  
というふうなことが載っております。これは、平日の2日をまず休養日のほうに  
振りかえられることも載っております。部活動指導員のほうですけれども、学校  
長の権限で顧問も預けることができると。あと、大会の引率もできるというふうな  
内容になって、これから県のほうでは方針をつくって、国のガイドラインを受けて  
県が方針をつくって、県の方針を参考に市町村が方針を決める。市町村が方針を決  
めたものに対して学校長が年間計画を立てて実施していくというふうな内容になり  
ます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） まだできていないということであれば、それができてから資料の  
ほうはお願いしたいと思っておりますけれども、具体的に軽米町では何人を……まだ多分  
何人だと決めていないような気がするのだけれども、何人を想定しているのか。また、報酬はこれは年額なのか月額なのか、報酬の基準、この辺のところをどのよう  
に想定して今予算化したのか。

あと、もう一つですけれども、今までだったら部活動とスポ少と、学校内の活動  
と学校外の活動ということでいろいろ、逃げ道というわけではないのですけれども、  
先生方の負担も軽減した経過があるわけです。だから、例えば5時までは学校で部  
活動をやりますよと。その後はスポ少でやってくださいよと。外部指導者、スポ少  
に指導者が来てやっているというふうなことで、今まで土日等もやってきた経緯が  
あるわけですけれども、今部活動指導員が町で委嘱してやった場合、多分部活動の  
中での範囲だと思うのですけれども、でも多分今指導している人たちは、それでは  
どうしても足りないというふうなのが当然出てくると思います。ですから、スポ少  
で活動しますよ、そうすれば1日3時間、土日3時間と決められているけれども、  
1日やりますよとか、平日でも6時まで部活動かもしれないけれども、夜7時、8  
時までスポ少としてやりますよとかというふうなものも出てくるのではないかと、実際  
やっていますから、そういう現状もあるということ踏まえれば、その辺のところ

をどのように整合性といいますか、その辺をどのように理解を図っていこうとしているのか、まだ議論がそれまでいっていないというのであればあれですけども、その辺まで普通は想定しなければならないと思っているのですけれども、その辺どのようにお考えなのか、3点のことをお願いします。

○委員長（松浦満雄君） 総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） ただいまの質問にお答えします。

まず、私のほうでお答えするのが、人数と月額か年額か、あと部活動の内容についてということでございます。人数については、1人分に関してとなっております。それから、年額、月額ということについては、月額ということ考えております。それから、最後の部活動についてという、今委員のご質問の内容でございますが、これがこの事業を推進するに当たって一番重要なことで、問題もありリスクもあるものだと私も思っております。今その内容について明快にお答えできる状態ではございませんが、中学校とただいま現在協議中、そういうことでしか申し上げられなくて、ただこの事業を導入するときにいろいろ課題があると思っておりますが、長い目で見てよい事業と思っております、悪い事業ではない、よい事業なので、これを何とか工夫して推進していければというふうなことで思っております。

簡単ですが、説明とさせていただきます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 部活動とスポ少とかというふうなことは、これからの議論の部分だとは思っているので、それはどんどん町民が納得するようにやっていただければいいと思うのですけれども、今何人かといったら1人と言っていました。では、1人をどのように選定されようと……多分部活動はいっぱい競技があると思うのですけれども、また実際軽米中学校で外部指導者としてコーチ委嘱している方々が多数あると思うのですけれども、その中から1人をどのように選考しようとしているのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（松浦満雄君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 質問にお答えします。

今中村委員のおっしゃった、何人も現在指導していただいている、その中で1人を選ぶというのが、これがまず最大の課題というふうに考えています。コーチとかいろいろあると思うのですが、そういう協力していただいている方々にこの事業を入れることによって、かえってコミュニケーションがとれなくなって悪くなるということも対応しなければならないと考えております。こういうふうに言いましたが、ご質問の答えとしては、申しわけございません、先ほどと同じ内容になりますが、軽米中学校と現在協議しておりますということでございます。申しわけございませんが。

- 委員長（松浦満雄君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） これからいろいろと協議しながら、お互い納得し合いながらやっていくと思いますけれども、もう一つ最後に、委嘱する方は何らかの資格を必要としているのかどうか。例えば社会体育指導者資格という、それこそ国体の監督やコーチなんかになるためには、その資格がないと監督になれないというふうになっております。そういうふうな資格を部活動指導員に必要としようとしているのか。もしそういうのを考えていないのであれば、何らかのやっぱり有資格者というふうなのは位置づけるべきではないのかなというふうに感じます。例えばきょうからだったかあしたからワールドカップのサッカーがあるわけですがけれども、サッカーは幾ら名選手であってもきちっとした研修を受けての資格を取らないと監督になれないというふうな決まりがあるようです。ですから、かつてラモス選手なんかも一般の人と一緒に研修を受けたというふうな経緯もあったのですけれども、それぐらいやはり指導者と選手とはまた別だというふうなこともあると思いますので、生徒を預けるというふうなのであれば、それだけの知識等を身につけた人を、身につけるように有資格者を位置づけるべきではないかなというふうなのを希望しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 委員長（松浦満雄君） ほかにありませんか。
- 2番（中村正志君） あと、次のことで。
- 委員長（松浦満雄君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） 文化財の臨時職員412万4,000円云々、何人予定しているのですか。1人なのですか。
- 委員長（松浦満雄君） 総括次長、堀米豊樹君。
- 教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 人数につきましては、2人分を計上させていただきます。
- 委員長（松浦満雄君） いいですか。
- 2番（中村正志君） 学芸員資格者。
- 委員長（松浦満雄君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。
- 教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 予算上は学芸員の分の予算を計上しております。
- 委員長（松浦満雄君） 中村委員。
- 2番（中村正志君） もう目安はついているのですか。学芸員の採用する方は交渉済みなのですか。
- 委員長（松浦満雄君） 総括次長、堀米豊樹君。
- 教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） まだ交渉しておりません。
- 委員長（松浦満雄君） では、10款教育費終わります。

○2番（中村正志君） 10款、最後。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 体育館の床の件ですけれども、これは提案事項で最後ようやくなったかなと思っているのですけれども、ただ、今これから工事するのに、工事期間というふうなのを早目に想定して住民にお知らせいただきたいなど。何か月間か休館になるということであれば、かなりの影響が起こるのではないかなと思いますので、もう設計段階のあたりからその辺は想定できると思いますので、いつからいつまではもう使えませんよというのであれば、それを周知してほしいなど。

あと、もう一つ、設計屋も、ある程度のスポーツ施設をやったことがあるような方を選定するべきではないのかなというふうな気がしております。ただただ床をつくればいいということではなく、その辺もう少しスポーツ関係の施設を設計したことがあるとか、そういうふうなのを含めた選定方法をやるべきだと思いますので、それは希望しておきたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） それでは、10款教育費の質疑を終わります。  
休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

では、13款災害復旧費、産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目林業施設災害復旧費の補正内容についてご説明申し上げます。

委託料270万円の補正でございます。これにつきましては、5月18日から19日にかけての大雨に伴いまして、大規模林道八戸川口線が被災いたしました。これに係る測量設計業務委託料を補正するものでございます。

なお、測量設計に約2カ月程度要すると想定されます。その後に設計額確定後に9月議会において工事請負費のほうを補正したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

災害復旧費ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、13款災害復旧費を終わります。

〔「もう一つやってもいいんでない」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 全体のはいいですか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） いいですか。

---

◎議案第5号の審査

○委員長（松浦満雄君） では、総括的な質疑の中で4号については再度取り上げますので、議案第5号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 議案第5号の提案理由といたしましては、平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決をお願いするものであります。

そして、主な補正の内容でございますけれども、別添としておりました平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明資料により説明したいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

補正のところだけですが、第3款繰入金を、一般会計からの繰入金を29万6,000円減額しまして2,874万9,000円とするものです。

あと、4款の繰越金ですが、前年度繰越金175万3,000円を増額して175万4,000円とするものです。

それと、歳出のほうでございますけれども、2款のサービス事業費の通所介護事業費の委託料を145万8,000円増額するというものとなっております。この委託料の内容については、介護職員が不足しておりまして、社会福祉協議会のほうから実は4月から派遣をいただいております。4月から6月分については、予備費で対応することといたしましてお願いしておりまして、7月分からの9カ月分については、今回の補正としたところでございます。

以上です。

○委員長（松浦満雄君） 議案第5号の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） ないですか。

---

◎総括質疑

○委員長（松浦満雄君） それでは、議案第5号の質疑を終わりにして、今定例会に提案されました議案第5号までの総括的な質疑を受け付けて、その後資料要求のあった件について入らせていただきたいと思います。

トイレ休憩もとらなかったのですが、いいですか。

それでは、議案第5号まで、聞き漏らした点とか、総括的な質疑がございましたら質疑を許します。

中村委員。

○2番（中村正志君） 議案と関係ないのですけれども、ただ総括的な部分なので、政務報告の中に機構改革が書いてありました。機構改革をやったと実際言っているのですけれども、私には全く機構改革がどのように改革されたのかがいまいちわからない。ただ単なる課長が総括課長になって、グループ長が担当課長になった、それだけしか我々には映らないのですけれども、ただその中で事務事業等が、事務分掌等が内部の中で変更になっているような気もしないわけでもない。なぜならば、3月議会等で答弁等を聞いていると、例えば今まで総務課長が答弁していたのを産業振興課長が答弁していたとか、それからいろいろ細かいところで、あれ、なぜこの人が今答弁しているのかなというのがあったりして、内部の中で事務的なところが変わっているのかなと。我々はそこは町長決裁で全部行われることでしょうから、それはいいのですけれども、もしそういうふうな事務的な部分が変わっていて町民に関係するような部分があるのであれば、やはり広報等で紹介いただきたいというふうなことを感じるわけです。ただ単なる課長が総括課長になりました、グループ長が担当課長になりました、ただそれだけしか見えていないで、どこが変わっているのだべなど、中身。それこそ担当課長のところの事務分掌が今までのグループの事務分掌であれば何も変わっていないような気がするわけですけれども、具体的に何が変わったかというふうなの見えてこないというふうなこと。もし大きく変わっているのであれば、やはり町民にお知らせしておくべきではないのかなという気がするわけですけれども、その辺どのように受け取っているのかなということをお願いしたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） お答えしたいと思います。

機構改革につきましては、4月、前にも全員協議会等でもご説明しましたとおり、今までグループ長というものを置いたわけなのですが、なかなか権限が曖昧で、事務全てが当時の課長等に集中してしまい、なかなかスムーズな事務進捗ができていないということを踏まえまして、一定の権限を与えながら、それまでのグループ内の中でも事業が進捗していくような体制をとろうというふうなことで、グループ長にかえて担当課長に変えたわけでございます。おっしゃるとおり、形だけ見ればグループ長が担当課長になり、前の課長が総括課長になっただけのように見えるかもしれませんが、4月以降やはり今までとの事務の流れ等を見ると、かなりスピードアップ等が図られるし、担当課長を中心にした担当を構成する職員のコミュニケーションも活発になっているなというふうな見方になっております。事務分掌としては、一部の見直しはございますけれども、大きな見直しは行っておりません。

以上でございます。

○委員長（松浦満雄君） 中村委員。

○2番（中村正志君） だから、役場の職員としては、今までとはここが変わったよというふうなのを認識しているとは思うのですけれども、私から言わせれば、それはそれこそ権限の問題であれば、専決代決規程で内部の中で全部改正できることであって、また事務分掌だって内部の中で全て決裁をやっていると。だから、ここでいう機構改革という言葉に当てはまるのかどうかということなわけです。だから、機構改革で前面に出してやっていますよといったって、結局何が変わったべなというのが全然町民としてはわからないというふうに感じるので、そこの認識の違いがあるのですけれども、その辺のところがちよっと違うなという。

だから、今までだって、グループ長に専決代決規程で権限を与えていけば、それは内部でできることだったわけです、町長決裁で。だから、別に機構改革だと銘打ってやっていなくたってできたことだと思うのです。だから、町民としてどこが変わったかというのは特に……そこのところは町民は余り大した別に何も問題を言うべきところはないと思うのですけれども、だからその辺のところ、それを、専決代決規程を変えたから機構改革やったよというふうなのとは、ちよっと当てはまるべきことではないなというふうには私は思う。だから、そのこの見解の相違と言えはそのとおりでかもしれないですけれども、何かその辺がちよっといまいち、それで機構改革やったからしばらく静観していきますよというふうなのとちよっと違うなというふうには私は感じていたので、今こういう発言をさせていただいております。ほかの委員方がどのように受けとめているかわからないですけれども。もしほかの委員方がそういう何か違うような考え方あれば聞いていただければ。

〔「委員長、休憩してください」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午前11時33分 休憩

-----  
午前11時38分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、再開します。

ほかにごいませんか。

大村委員。

○8番（大村 税君） 総務管理費のところがちよっと確認したいと思います。

まず、きのうの一般質問でも、ふるさと納税について同僚議員が一般質問されました。その中で確認したいと思うのは、きょう臨時職員の事務担当職員を採用したというふうな話があるわけですが、それはまず対応しなければならないから、そういう事務をしようとすると思いますけれども、ふるさと納税者に対しての返礼品を

企画する部署がどこなのか、ちょっとまず私どもは把握できないのです。

それから、もう一点は、企画した返礼品を扱う部署はどこか。返礼品を扱って、ふるさと納税者に届ける部署がどこなのかを確認したいなと思って、ご説明願いたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ふるさと納税の返礼品の企画につきましては、企画担当が実施しておりますし、今のふるさと納税の受け入れの体制というのが、例えば現金書留とか郵便振り込みとかで直接役場に来るもの、あとはさとふるという専用のホームページを持つところになります。今その辺が二系統になってございまして、例えばさとふるで取り扱う分については、さとふるとお礼品を取り扱う事業者とのやりとりになります。ですから、どちらかという、事業者のほうからこういうものをさとふるのほうでのお礼品としてやりたいというふうなことをいろいろ企画をしてやりとりをいたします。ただ、当然私どももその事業者には声かけをしながら、そちらのほうをやっていただけませんかというふうなことになりますけれども、ですからさとふるで取り扱う分の具体的なお礼品の企画というのは、さとふると事業者のほう。あと、一方直接来ていただくものもございまして。前は、ポータルサイト等に委託する前は、当然役場のほうで企画をして、ホームページ等で紹介していたわけなのですが、現在も直接役場で受ける分は今の形態でやっておりますが、では実際に役場で受けた場合はどうなのかということは、役場のほうでは軽米町産業開発がやはり特産品を多く取り扱っておりますので、そちらのほうにこのセットをお願いするというので、発送に関しても産業開発で寄附者のほうに商品を発送するというふうになってございまして。一方さとふるのほうは、佐川急便のほうとも業務提携をしているシステムをつくっておりますので、さとふるで受け付けたものは、そのお礼品を提供している事業者にこういうものを用意してくださいというような連絡が行きますし、佐川さんのほうにも同時にその連絡が行って、佐川さんが事業者に戻りに行って寄附者まで届けるというふうなシステムになってございまして。

○委員長（松浦満雄君） 大村委員。

○8番（大村 税君） そうすると、委託業者と直接との2本立てと理解してよろしいですね。はい、よくわかりました。というのは、総務省あたりでも、余りに返礼品がエスカレートしないようにと、高市総務大臣、あるいは野田大臣も3割までというように話をされておりますが、我が町もその範囲内で返礼品の企画を検討しているのですよね。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今大村委員のおっしゃったとおり、30%以下の、寄附額に対しては30%以内ということでございまして。

○委員長（松浦満雄君） 大村委員。

○8番（大村 税君） そこで、また確認ですけれども、ちょっと余り聞きたくない話が私のところに二、三、四、五あるわけなのです。というのは、まずある一つの製品をさとふるに、やはり納税者にはありがたい気持ちを差し上げたいというのが当然だろうと思うのです、各市町村でも。ただ、耳にしたくないのは、余り高くなくてもいいとか、余り高級なのでなくてもいいとか云々かんぬんというのがある製品と、2つの製品の人にも言われたので、どうなっているのでしょうかというふうな話があったので。それは委託業者でそういうふうなのか、直接我が町から企画を受けたものの分になっているのか、その辺は把握されていないでしょうか。返礼品をお願いされた人がそういうことを言っているのです。やはり我が町の特産品というか、そういうものを欲しいというのであれば最高級のもを送ってあげたいという思いと、そんな高価なものでなくてもいいというような、どうも矛盾するような話をされたということがあったので、そういうところが独自で企画するのであれば把握しながら、やはり対応をきっちりとしてほしいなど、このように思います。それは耳にしておりますので。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 休憩します。

午前11時45分 休憩

---

午前11時49分 再開

○委員長（松浦満雄君） 再開します。

大村委員。

○8番（大村 税君） これは、私の私見ですけれども、今各市町村でふるさと納税をいただいで、その返礼品を云々かんぬんとまず特産品を返礼しているのだけれども、ここ最近では県内では八幡平市が、物ではなくて八幡平のイベントに招待をして、こういうことで使ってこういうふうになぎわっていますよというような企画をされているということが新聞紙上なんかに出ているのです。我が町としても、お祭りのときに招待をして、にぎわいが高まりましたよとか、来てもらおうと実態を見て、ああ、よかったなど。また、さらには経済効果にもつながるのでないかなというような、私の私見、発想ですけれども、そういうところにこれから企画、検討段階で、各自自治体のも参考にして取り組んでみてはいかがでしょうかということを要望したいと思いますが、お考えを。

○委員長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ご提言いただきありがとうございます。そのような

ことも含めまして、やはり地域資源としてどういうことが考えられるかというのをいろいろ考えながら、お礼品のほうも見直してまいりたいと思います。

○委員長（松浦満雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、総括的な質疑を議案第1号から第5号までこれで閉めたいと思います。

それで、午後1時まで休憩をしたいです。それで、午後から資料要求がございましたいちい荘の件と交流駅の件の説明と質問を受けるというふうな格好にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 零時59分 再開

○委員長（松浦満雄君） それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

委員長を交代したいと思っていましたので、副委員長にお願いします。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、委員長のほうから交代ということですので、ふなれでございませけれども、やらせていただきます。

それでは、議案には直接あれですけれども、資料要求が出ておりますので、資料が3つほど出ておりますので、これについてやりたいと思いますので、最初資料のナンバー1、入札結果表、いちい荘実施設計の入札結果及び基本設計書の説明をお願いします。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、資料要求のありました資料について説明したいと思います。

ナンバー1の1、健康福祉課と書かれた資料から説明申し上げます。この資料は、平成30年6月12日、軽米町社会福祉協議会が行った業務名、特別養護老人ホームいちい荘整備事業調査設計業務の入札結果表でございます。入札回数1回目において、武田菱設計が1,770万円で落札したと記載されてあるものです。

1の1の説明については以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 続いて、ではお願いします。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 続いて、資料ナンバー1の2、健康福祉課と書かれたものの説明を申し上げます。

こちら基本設計業務を行った中で、成果品として提出されたイメージ図と平面図を資料として添付をしております。表紙をめくってもらって、右下のほうに1と書

いてあるものでございますが、鳥瞰パースということで、上空から見たいちい荘の完成予想図となっております。下のほうの道路が軽米病院のほうに行く道路で、右側が軽米病院というふうなものになっております。玄関はこの反対側にありますので、玄関を表側とするとこちらは裏側のほうということになります。ちなみに、4ページ目が県道側から見た、まず玄関側のイメージ図であります。

次、2ページ目に入りますけれども、内観パースということで、これは機能訓練室のイメージ図ということになります。機能訓練室は、食堂としても使われるということになります。まず、開放感があるような機能訓練室というふうなイメージでございませう。

次に、3枚目になりますが、これが居室のイメージになります。1部屋4床ということになりますが、隣の人との間には仕切りを設けているというふうな完成イメージとなります。

4ページが、計画説明書ということで、コンセプト、仕様概要書が記載されているものでございます。内容については、後でご確認をいただきたいというふうに思います。イメージについては、これは県道側から見た表側というふうになります。

次、5ページ目ですけれども、これはいちい荘の平面図となっております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） では、今健康福祉課総括課長から資料1と2の説明がありましたけれども、では質疑を受け付けますので、どなたかありましたら。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 資料の要求をしたのは私でございますので、ありがとうございました。それで、前回は入札の結果表を出してもらいましたが、その中で最低制限価格を設けたのは云々というような、いかがものだろうかというようなことの質問も議論の中でしましたが、結果的にきょうの結果を、表を出してもらったのを見ますと、最低価格は設けなかった、今回は。それから、設けなかったことが結果としてまずよかったのかなと、そういう認識も、感想もあります。もしかそのことについて、町長、コメントがあればコメントしてもらいたいと思います。

それから、いちい荘の整備事業、この設計書ですが、これの報告で1,300万円というようなことになりますか。そうではなく、もっと付随するものがあることなのかい。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず、山本委員の質問にお答えしたいと思います。

今回の入札では、最低制限価格を設けなかったと聞いております。それは、前回も言われたことですが、前回は県の方式に従って最低制限価格を設けたものであり、今回については町では最低制限価格を設けていないでやっておりますので、今回は

町の方式に従いましてやったものでございます。

あと、基本設計の成果品でございますけれども、これ以外にもまずいろいろ数量計算書みたいなのもあります。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 一般質問の中でも、町長はその他検討して答えるとか、通告していなかった部分について、私の発言に対しそのような答弁もなされたように記憶しておりますが、その辺について何かありますか。

○副委員長（茶屋 隆君） では、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 前回ふれあいセンターと合わせたほうが良いというふうなご意見もあったわけですが、今回のいちい荘の建設に当たっては、いちい荘単体での計画となっております、ほかの施設なりを併設する予定にはしていません。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） では、そのように本会議に答えてもらえばよかったのかなと、そう思っております。それはそれとしていいです。

町長に関連して質問しますが、洋野町の希望の建設については、事業内容、特別養護老人ホームうなばら荘、うなばら荘指定短期入所、それからうなばら荘指定居宅介護支援事業所、うなばら荘指定訪問介護事業所、うなばら荘指定訪問入浴介護事業所、そういうのも一緒に併設をしてその希望という、特別養護老人ホームを立ち上げているわけです。おらほうは、まず単体で、いちい荘の事業だけしか対応していないと。向こうは、それらのもろもろの、私のところはわかりませんが、比較的困難な、採算的にも厳しいというような、そういう事業とを含めて対応しているというようなことになるのかなという印象を受けます。その面では、今回さまざま事業費の問題についても補助金の問題についても、比較してどうのこうのということにそれらも含めてというふうなことになりますので、この際それらの問題についても同時にまず検討していくというような方法がなされないのか。なすように努力したほうがよいのではないかなというような感じを持って質問したというようなことですが、何かコメントがあればお願いしたいと。例えば、まずふれセンの関係について、もっと強化していくとか、連携していくとか、段階的に吸収していくとかというような何か構想というのありませんか。そうでないと、余計比較して差があり過ぎるという方向に感じがいたしますが、いかがですか。

○副委員長（茶屋 隆君） では、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 今回の計画の中では、ふれあいセンターなりの建設等は予定していません。あくまで古くなったいちい荘を早急に建てかえというところからまずそうしているところなので、今後老人福祉センターとか、そういっ

たものを建てていくときに、それらについては一緒になるような検討をしていければいいのかなというふうに思っております。

私からは以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 軽米の場合、非常に民間の事業者数も何社かいらっしやいますので、そういった連携の中で今後の需要と供給のバランスを総合的に勘案しながら、今おっしゃったようなことを検討していければなというふうに考えております。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） それぞれふれセンと、それから社協でやったりいちい荘でやったりというふうな感じで、それぞれが例えば短期の活用とかというような形でもしかすれば対応しているかもしれませんが、やはりこういう形で進む例が、私たちも聞いてきたわけでございますので、対応を急いであう方がいいのではないかと。具体化してというようなことが必要ではないかなと思っておりますので、今後検討されたいと思います。

それから、図面、設計書につきましては、見てちょっとわかりませんので、またよく見せてもらって、さまざま機会があれば提言したいと、そう思います。

ただ、第3点目の入札の結果表については、さまざま議論、考え方がありましたが、結果的には大変とまず補助金の資料の中にも実施設計は6,158万7,000円という記録がありますので、1,700万円で終わったとなりますと大変と差があったなというふうな感じがして、前回の落札額からもって任意の契約するのであれば大変な結果が出たなと思ったりして、入札会をやったというふうな分については敬意を表したいと、そう考えます。

あわせて、契約書の次の私の資料の要求したもののかるまい交流駅（仮称）の関係ですが、関連もありますので、いいですか、質問して。

〔「1つつつやったほうがいいんでないの」と言う者あり〕

○13番（山本幸男君） そうですか。そういう印象を受けましたが、町長はいかがですか、入札の結果については。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） まず、結果は結果でございます。こういう結果が出ましたので、それに対応して補助をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 続きまして、かるまい交流駅（仮称）の……

〔何事か言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、ほかに皆さんから質疑ございませんですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、かるまい交流駅（仮称）の実施設計に係る契約内容がわかる資料、契約書の説明をお願いいたします。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 契約内容のわかる資料（契約書）ということで、4月20日に契約いたしました、業務名、かるまい交流駅（仮称）整備事業実施設計業務の契約書の写しを提出いたしました。履行期間は、4月25日から来年3月25日までとなっております。業務委託料は、税込みで5,529万6,000円となっております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 今説明がありましたけれども、質疑を受け付けます。

質疑ありませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 交流駅の関係の町民との懇談会、環境センターでやったのだから、あの中にも契約についての質問もなされ、その中で課長は実施設計はどうなるのかというようなことの質問が出て、私が答えてもいいですかというような町長の了解も得たような格好で、新たな入札は行わないで、基本設計した武田さんと随意の契約になると思いますというような答弁をしたとまず私は記憶しております、これに関して。また、一方では、ここの委員会の論議だったかの中では、副町長も含めてさまざま随意契約の優位性とか、それから流れがそうなのだというような印象のあれがあって、まずこの契約書になったのではないかなと私は理解しております。その点は、認識はそれでいいのかどうかというのを第1点お願いします。

それから、あわせて、先ほどのいちい荘の関係でも、大体同じような流れなわけでございますが、一旦まず別個に入札会の機会を設けたとなったその結果として、計画では実施設計は6,158万7,000円と、実際は落札になったのは1,700万円でございますので、今差っ引き勘定したら四千何ぼでまずこの差が出たと、言えばなんだがそんな感じ。ちょっとまず計算がもしかすれば……かなりのいずれ差が出たような感じでございます。その面では、町長の判断というのはちょっと甘かったのかなと。また、そんなような印象も受けませんが、その点はいかがですか。  
2点。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず、1点目でございますけれども、随意契約の経緯と。これまでもお話ししてまいりました。かるまい交流駅（仮称）につきましては、平成29年の4月末契約をして、基本設計及び詳細設計までを、業務の全てを行って、平成29年度中に実施設計まで全て終わらせるというスタートで八千幾

らで契約をしております。以前にもご説明申し上げましたけれども、単年度で設計をつくり上げて、早期着工を目指したわけでございますけれども、その中で建設検討委員会を設置して、あとは百人委員会にも2度、3度ほどご提案を申し上げて、その後で隣接者に係る説明会を2回、あとは住民説明会を2回と。その中で、予想以上のご意見がたくさん出された。それらを検討しながら、詳細設計まで持つていくには時間がちょっと足りないということで、契約内容を基本設計までに変更いたしました。詳細設計については平成30年度に、実施設計については契約をして1年間、また皆様方から出された意見等を詳細に検討した上で、時間をかけて実施設計をつくり上げたいというふうなやり方に変更いたしました。その中で随意契約をすると。受注者は、もう1年間かけて、その全ての説明会、百人委員会、住民建設検討委員会、あとは隣接者の説明会もそうですし、住民説明会にも来ていただきました。全ての方々の意見を聞いた上で、それをもって基本設計、それをもとに詳細設計という形で内容を把握された業者でございます。実施設計を仕上げるに当たって一番大切なのは、皆様から出された意見をもとにしてつくった基本設計をいかに詳細設計に正確につなげていくか、ここが一番大切な部分なのかなと考えます。お金は安ければ安いほうがいいのですが、ただこれを例えばいちい荘は最初から基本設計のほうで契約しております。実施設計までは含まない、今年の契約でございます。今回入札いたしましたけれども、たまたま安く、6,000万円ではなく3,700万円に対して2,770万円でございます。6,000万円ではございません。

〔「ちょっといいですか」と言う者あり〕

- 13番（山本幸男君） 三千何ぼ。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 3,700万円。
- 13番（山本幸男君） いやいや、その予定額はおたくが……

〔「委員長、指名してから発言」と言う者あり〕

- 副委員長（茶屋 隆君） 今こっちの説明聞いていたのに挙手して……町長、山本賢一君。
- 町長（山本賢一君） ちょっと先ほど山本委員が、私と相づちをしてというふうな表現があって、誤解がないようにちょっとここを説明しますが、今課長が言った説明も、実はこれは入札主管は副町長でございますので、副町長からもまず説明は受けておりました。ただ、副町長そのときにたまたま12月ちょっとうちに帰らなければならなくていなかったもので、そういうことで私が許可というか、したというふうなことでございますので、そこら辺誤解がないように少しよろしくお願いいたします。
- 副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。
- 13番（山本幸男君） 誤解も何も誤解するとか、そういうのではありませんが、ただ

入札の関係の質問が出たとき、課長が私が答えてもいいですかというような形で町長の了解を得て答えたというのは、それはそのとおりだと思うのです。あとは、別に誤解も何もしていません。まず、それは課長が単独で答えられるはずはないと私は思って、他の質問したら、そうしたら町長の了解を、いいですか、私がというような形で課長が町長の了解を得てそういう流れをしゃべったというふうに私は思っています。それは、別に誤解でも何もしておりません。

○副委員長（茶屋 隆君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 今小林総括が話したとおり、額も基本的にはいちい荘の会長が予定価格を組んでおりますので、それに基づいて、それが3,700万余ということでございます。そして、それも結果が1,700万円になってしまうと、非常に安い金額で落ちたというふうになっています。これについて、個人的にはよかったかどうかというのは今後のことだと思います。前回基本設計をしっかりとつくっていただきましたので、これも相当な膨大な資料ですし、そして実はZEB事業という環境省の補助事業、その説明会とか、いろいろ仙台のほうに行って、それも今採択になるかどうかの境目のところでございます。そういったところで、非常にこれから新しい業者がその程度をしっかりと引き継いでもらうようにやるほうが私たちのこれからの作業部会の仕事ではないかなというふうに考えております。

あと、私に何かお聞き……すぐ答えますが。

○13番（山本幸男君） いいです。

○副町長（藤川敏彦君） よろしいですか。何かありましたら、また。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） どうも話がちょっと多少食い違っておりますが、3,750万円というのは、今回いちい荘の入札したときの予定価格の3,750万円。私がしゃべっているのは、12月の定例会で健康福祉課の資料の中に、特別養護老人ホームいちい荘の整備計画案というものの資料出してもらったのです。そこに、基本設計は町の補助金が1,841万3,000円、ここはまず1,300万円ぐらいで落札になった、ちょっと数字は違っているかもしれませんが。そして、平成30年度には、町の補助金が実施設計で6,158万7,000円とついているわけです。だから、それから見れば、今回の一千七百何ぼというのは、まず大体3分の1ぐらいでないか、今差っ引き勘定、まずそのことを私はしゃべっているのです。おたく方、入札に当たって予定価格のことをしゃべっていますが、私は計画から、役場もそこに出すのですよというふうなことの、また予算的にもそんな形で処理になっていると私は思います。だから、そのところが余計較差があつてよかったと私は思っていますので、だからだめだだめだというのから、いい決断をしていい結果を出してもらったなと私はそう思っているわけです。

いずれいいですが、そういう経過が見えれば、今回の入札会というのはよかったのではないかなと私は思って、もしかすれば道の駅の関係もそういう形でやれば、また新しいドラマが出たかなと私は思うのです。だから、そういう面で、課長の説明も一生懸命ですが、できるだけ理解したいなとは思っていますが、ちょっといちい荘の結果が出て、その策を思い起こせば、ちょっとどうだったかなというふうな残念感というような感じもいたしていますので。

きょうは、まず一般質問の延長戦というふうなことでございますので、またの機会にまた提案していきたいと。先ほど、話は前に、両方とも私が要求した資料でございますので、またの機会に質問したいと思いますが、ただいちい荘については、洋野町の対応と比較して、やはりもう少し在宅介護とか24時間の介護の体制とかという関係ももう少しあと対応をしてもいいのかなというふうな印象を持っておりますので、また改めて質問しますが、町長、心にとめておいてもらって、ひとつ。介護に、そういう仕事に詳しい、町長の奥さんとか委員長の奥さん方もいますので、ひとつ勉強して、よろしく対応お願いします。

以上、いいです。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。あと、そのほか質疑ございませんでしょうか。

大村委員。

○8番（大村 税君） 関連でちょっとお尋ねというか、確認したいなと思いますが、今の山本委員の入札の結果の件でちょっと確認したいと思いますが、というのは3月の一般質問の中でもこの問題が取り上げられて、今交流駅で総括課長がお話しになったように、基本設計の業者に随意契約すると、構造的な内容、あるいは予算的にも優位に進めるということで随意契約をとというようなご説明ございまして、それと同じ3月に副町長が一般質問と特別委員会でご説明したと私が記憶しております。それが、そして実施設計、詳細設計についての入札はどのようにしますかといったらば、今言ったような優位性の高いところを選んで随意契約しますということがちゃんとこの議事録にあるわけなのです。それが、入札するという町長の政務報告のときに、どういう考えのもとに方向性が変わったのかなということを私疑問を持ったところございまして、入札を12日に行ったというようなことございまして、その経緯がどうなのか。この入札結果を見ますと、随意契約すると三千何ぼ、2,800万円安くできるという説明の中で、1,000万円も違うのが出てきているのです。果たして随意契約が予算的、あるいは構造的な内容にも優位性が高いと言えるのかなというような疑問を持って今ご説明を願いたいなと、このように思うのでございます。あるときはこっち、あるときはこっちではなくて、このいちい荘の部分については社会福祉協議会のほうの入札のあれだから、ちょっとかけ離れてい

ると言えばかけ離れているかもしれませんが、やはり町の助成金を億単位で支援している事業については、やはりしっかりした考えのもとに実施するような関与をしてもいいのかなと思います、その点についてご説明願います。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 私は、交流駅について……

○8番（大村 税君） いや、交流駅はいい。だって、随意契約すると聞いた。

○副委員長（茶屋 隆君） では、副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） では、交流駅についてはよろしいですね、随意契約でやったということのご理解なのですね。

○8番（大村 税君） あるときは随意契約、あるときは入札ではなくて……

○副町長（藤川敏彦君） これは、先ほど申し上げたように、随意契約せざるを得ないという理由を、私らの自己都合でやったことですので、そしてそのお金を優位性とかということで、その件についてはよろしいですね。

○8番（大村 税君） うん。

○副町長（藤川敏彦君） はい、わかりました。それで、いちい荘の件につきまして、前回、今回は両方とも入札。ですから、交流駅とはちょっと離して考えていただいて、そして一番違うのは、最低制限価格を設けたか設けないかということでの話ということでの答えでよろしいでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 最低制限価格設けたかどうかではなくて、あ那时的説明が変わって入札をしたという理由を、どうなのかということ、絶対的に随意契約が有利性が高いよ、また優位に進められるよというふうなご説明だったから、そのようなことで入札ではなくて随意契約でいくものだからと私は認識しておったのが、入札を行ったというの、そこで変わったのが、社会福祉協議会の事情かもしれないけれども、そういうふうに公共的な支援のあるところがその都度都度これ変わるのではなくて、やっぱり一本の線で町民の優位性を最重要視した入札制度の取り組みをしてほしいなということ、私を言いたいのです。

○副委員長（茶屋 隆君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 小林課長と私が多分答えたのは、その点について、決していちい荘についてその後随意契約をするということは、当然私町の間人ですので、片や社会福祉法人ですので、聞き間違ったか、私間違っちゃったか、その辺ちょっともう一回議事録、私も確認したいと思います。決して随意契約でやると言った覚えは全くありません。その辺ちょっともう一度確認させてください。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 私の誤解かもしれませんが、私はそういうふうに取り扱

たので、変わった経緯がどうであるかということをお尋ねしたところと、もう一つは、優位性が高いよという説明で随意契約ということの説明したことと、この入札結果の数字は、落札した1,700万円、随意契約、基本設計した人が二千八百何十万というと、随意契約した業者のほうが1,000万円も高いのです。だから、そうすると、どうしても疑問と懐疑を抱かざるを得ないと、私の能力ではそういうふうにしたのでお尋ねしたところでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 大村委員のおっしゃっている部分について、単価的にも安くできると。なおかつこれまでの住民説明会等の意思を確実に、正確に詳細設計、実施設計につなげていくためには、交流駅についてでございますが、基本設計をやって、詳細設計までやる予定であった武田菱から随意契約によって行ってもらうのが一番いいという説明は私いたしました。それは、ここに資料が、3月の、特別委員会の際に私がここでご説明申し上げました。それは、交流駅の部分についてございまして、その内容は随意契約をするために、本来別々の入札によって実施設計を行うのであれば、ことしやるのであれば平成30年度の4月の国、県で定めている単価に基づいてやるわけでございますけれども、ただし町の一方的な理由で8,300万円を四千幾らに減額をして基本設計までをやると。あとは、次年度に実施設計をやるとした場合として、契約したときの基本設計の単価は平成28年度の繰り越しの単価でございますので、それを使って設計をした上で、基本設計時の予定価格を参考として、基本設計のときの請負率を参考として予定価格を設定した上で見積もりをいただくと。そうすることによって、その予定価格以下の見積額でないと契約しないということでございます。平成30年と平成28年の繰り越しの単価だけで前回の特別委員会の際に、多分180万円程度設計額ベースで軽減が図れると。ただ、それは新しい単価が出る以前の、大体そのぐらいだろうという想定だったのですが、実際に平成30年度の単価で設計書を組んだのと今随契をするため平成28年繰り越しの単価を使用してつくったもので、227万円軽減を図ることができております。単価的にも設計額を安く抑えることができます。あとは、一番重要なのは、今まで何回も申し上げてまいりましたけれども、いろいろな1年以上かけてやってきた思想を着実に基本設計へつなげていって、今まで話し合ってきた方々から、私たちが話し合ってきた建物はこれだったよねというようなものにつながっていかないと、今まで話し合いに時間をかけてきた意味がなくなるということで、そのようにしたものでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 詳細にご説明いただいて、ある程度は納得したいなど、このように思いますけれども、今までの説明でありますと、私も随意契約が基本設計、業者

が同じであると単価も安くなるなどというのは認知するけれども、結果としてここに1,000万円の誤差が出たのは、必ずしも優位性が働くのかなという私も意見を持って今お話ししております。やはり競争入札であると、結果が安く出たのです。随意契約の業者が、NTTが2,880万円。だから、大変今見たらそっちも同じだと思うけれども、もしも競争入札したならば、随意契約よりも安い単価でいいものができたという想定もできなくもないです。だから、その辺をしっかりと一本の線を引いて町民のために、町益のためになるような厳正な入札のもとに実施することを私はお願いしたいと思います。というのは、種市の件ですけれども、種市は81床の600万円の設計なのです。あれは盛岡の中居設計がやったと。そして、入札ですかと聞いたら、随意契約でしたよということなのです。これこれのこういったボリュームで、こういった設備で、これこれのこういったものを一番予定価格というか、安くできるのはどこだということで、問い合わせで中居さんが手を上げて、600万円の設計であれが建っているのです、81床の。そういうところを考えると、実態が1,000万円の差が出たというのが、ちょっと疑問抱かないわけにはいかないということでお話し申し上げます。

○副委員長（茶屋 隆君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 確かに大分下がったと、1,770万円ということで下がったと。決して私たち交流駅にしても、いちい荘を指導する人間としても、適正な入札をするようにしっかりと一本の線ではやっております。ただ、先ほど申し上げましたように、制限価格の問題、それについてはやっぱり基本設計と今回の設計の中で、私たちの指導といいますか、社会福祉法人でどの程度指導できるかという問題もあります。ただ、そういうわけにいかないだろうと。前回議会の中でも、やはりそういった最低制限価格を撤廃すべきではないかという話もございましたので、いろいろうちも内部のこれまでのを一貫してやってきた入札行為の形態見て、言われましたとおり、やっぱり適正ではないではないかということで指導いたしまして、最低制限価格を撤廃いたしました。

その結果、低くなったのがその結果なのかどうかということとは誰もわかる話でございません。というのは、設計というのは、非常に先ほど洋野のやつ、600万円で作ったという話ございましたけれども、それはいろんな、民間ですので、懇意にしている業者とか、いろいろなことがあるかもしれません。それはわかりません。私たちの場合は、やはり適正な入札をしなければならないですし、そして一番問題なのは、安ければいいというものではないと。先ほど申し上げましたように、このぐらいで落ちたということは、いろいろ無理とは言いませんけれども、そこはしっかりと私たちも管理していい建物を設計するようにしたいというふうに考えています。そういうのがいろいろ職員等の、法人等の意見を聞きながら、一緒にやっていき

いというふうに思います。ハード事業でしたら、ご存じかと思いますが、これは何ぼということ、大体落札率も九十数%が落ちるとというのが昨今の中身です。ただ、ソフト事業については、その業者が持っているソフト的なものとかマンパワーとか、これまでの実績とか、そういったところで、それができるなと思うと結構大きな差が出てまいります。特に今回武田菱というのが交流駅のほうにも入っておりますので、振る舞いはいろいろよくわかっているというふうな、また小学校も武田菱がやっておりますので、そういったことでいろんなことを、何かわかりませんが、総合的に勘案して、この金額でしっかりやるというふうにやったものというふうに理解しております。これにつきましても、何度もお話ししますが、しっかり社会福祉法人と連携しながら、いい建物を建てさせていただければというふうに考えております。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） わかりました。というのは、必ずしも随意契約が優位性が高いとは言えないということと私は思うが、どうですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） そのとおりでございます。ただ、私たちは、随意契約はっておりません、今回のいちい荘でも。さっきの交流駅のほうでは、何回も説明しましたけれども、2年度にまたがったり、途中で私たちがやめたというふうなことで随意契約やったのであって、これから町の工事、こういったものは一切随意契約は恐らくないというふうに考えております。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） さっきのご説明と乖離があるなと私は思う。というのは、ちょうど平成4年の円子小学校の体育館の建設に当たって、武田菱が基本設計、そして途中で軽米の設計屋が実施設計のあれをやって、請負業者が久慈の業者です。その基本設計の中身をわからないでやったから、笹渡の小中学校の体育館と同じだから、そっちを見てその工事してくるというようなことで、久慈の業者が、やっぱり工事請負業者の能力が高いとすばらしいのが出るということのも私体験したことから、随意契約もしかり、やっぱり競争入札制度がそこから生まれてきたなど、このように私も理解しておりますので、しっかりと今副町長がお話しになったような、一本の線でもった町益のある入札制度、請負契約制度を遂行していただきたいと、こういうことを申し上げて終わります。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。あと、皆さんから質疑ございませんでしょうか。

では、松浦委員。

○9番（松浦満雄君） 1つだけお尋ねしておきたいのですが、この業務委託、設計の実

施設設計、基本設計、これは発注者が大幅な設計変更とか、何か追加になったとか、そういった設計の中で、何割以上例えば設計の中身が変わったとか何かと、そういうふうな場合には、当然この金額が変わるというその境目といたしますか、工事金額が1億円ふえたから、では何割か設計額を変えてもらわないとできませんよとか、そういった設計業務に対する、委託契約書にはそういうの書いていないですけども、そういうことがあり得るのかどうかということをちょっと1点だけ教えてもらいたい。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 設計業務の積算方法は、工事費が幾らになるとかではなくて、国の営繕のほうで定めた基準を思料して積算をしております。業務入札をするための設計書でございますけれども、これは国の基準。平成22年ごろまでは、岩手県は岩手県独自で定めておりました。その当時は、想定する建物の事業費によって設計額、設計をする業務の額は変わってきました。ただ、国が定めている基準というものは、つくろうとするものの形態、図書館であったり倉庫であったり学校であったり、12の種類に分かれた上で、面積が幾らから幾ら、その予想をする面積によってもう決まっております。なので、例えば今想定しているうちのほうの建物、23億5,000万円、これが大きく上はだめなので例えば少なくなったという場合で設計額とか監理委託料が変わるということはあります。そういうことです。

○9番（松浦満雄君） ふえるのですか。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ふえることもございません。ただ、建物を建てようとしている、設計しようとしている面積が当初予定したものよりも大幅に面積が大きいものをやっぱりつくりたいから設計してくれといった場合は増額になります。少なくなればなりません。事業費ではなくて、建てようとする建物の面積に従って変更になります。

○副委員長（茶屋 隆君） 松浦委員。

○9番（松浦満雄君） ということは、ほとんど変わることがないということ、契約書どおりにしかならないと。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） そのとおりです。

○副委員長（茶屋 隆君） あと質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

では、これからまとめに入りますので、当局の方は退席をお願いします。

〔当局退席〕

◎議案第1号から議案第5号の討論、採決

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、まとめに入ります。討論ですけれども、討論される方ありますか。反対。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 反対がないので、簡易採決で、全会一致ということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） それで、何か意見をつけることがあれば。ないですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、異議がないということで、議案第1号から第5号まで原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○副委員長（茶屋 隆君） では、会議を閉じます。  
これをもって特別委員会を閉会します。

（午後 1時56分）